

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成19年
(2007年) 10月5日
毎月3回5の日に発行

第1665・66号
定価1部20円

発行 全国市議会議長会
〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
旬報 TEL 03 (3262) 2309
発行人 大竹 邦実
http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会議報

議会制度のあり方など

今後の審議項目了承

第29次地方制度調査会（会長＝中村邦夫・松下電器産業会長）は9月14日、東京・全国都市会館で第2回総会を開き、今後の審議項目について協議した。総会には本会会長の藤田博之・地制調委員（広島市議会議長）が出席した。

冒頭、増田寛也・総務大臣があいさつ。地制調と地方分権改革推進委員会の議論が進捗することで、地方分権改革が強力に前進するとの認識を示し、地制調における活発な議論を要請した。

会議では藤田会長が「第29次地方制度調査会の審議項目」に「議会制度のあり方」が盛り込まれていることに対し賛意を表した。

そのうえで、「都市自治体は、人口で言えば5千人から360万人まで多様な姿をしているにもかかわらず、委員会の設け方など議会の組織・運営に関し全国一律の同じ仕組みとなっている」と述べ、制度の矛盾を指摘した。

さらに、議会が行政執行を監視する場合の制約についても言及し、「例えば、地方議会が第3セクターについて調査・審議を行おうとしても、法令により議会への経営状況の報告を要する法人の対象に制限が設けられており、十分な調査・審議ができない」と訴え、地制調の今後の審議を進めるにあたり、各議会が自らの判断により権能を行使できるよ



総会に出席する藤田本会会長（左端）

29次地制調

う、法令上の制約を大幅に緩和する」ことなどを求めた。今後の審議項目は基礎自治体のあり方、大都市制度のあり方、監査機能の充実・強化、議会制度のあり方 など。

10/1 佐賀市が編入合併

10月1日、佐賀市が川副町、東与賀町、久保田町を編入合併した。これにより同市は、人口約23万8千人、面積431・42平方キロ、議員定数44人（定数特例）となった。

六団体が共同声明

本会はじめ地方六団体は9月18日、「地方支分部局の整理について」＝左＝とする共同声明を発表した。

この声明は、六団体が「地方支分部局の整理に関する基本的な考え方」＝2面掲載＝を取りまとめ、地方分権改革推進委員会へ同日、提出したことに伴い発表したもの。六団体は、経済財政諮問会議がまとめた「国の出先機関の大胆な見直し」に対する地方の意見を同委員会から提出するよう求められていたため、「基本的な考え方」を提出した。

地方支分部局の整理について

地方分権改革推進委員会におかれては、5月30日に「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」を取りまとめられた。

この「基本的な考え方」においては、地方政府の確立、条例の上書き権を含めた条例制定権の拡大、地域間の財政力格差の縮小等とともに、国の地方支分部局等の廃止・縮小を打ち出した。

これは、これまでの地方六団体の主張と合致するものであり、国の地方支分部局の整理は、国と地方を通じた行財政改革と地方分権改革の双方を実現させる手段として、第二期地方分権改革において、最重点で行われるべき課題の一つである。

こうした中、6月5日に行われた地方分権改革推進委員会と地方六団体との意見交換において、丹羽委員長から、5月25日の経済財政諮問会議において有識者議員から提出された「国の出先機関の大胆な見直し」という提言について、地方六団体としての考え方を提示するよう要請された。

地方六団体は、今回、地方支分部局の整理を積極的に進めていく観点から、地方支分部局の整理に関する基本的な考え方を別紙のとおり取りまとめた。

地方分権改革推進委員会に検討が依頼された経済財政諮問会議の有識者議員案について、地方支分部局を整理するという基本的な方向性は理解するが、国の地方支分部局に関する情報が極めて乏しいことから、今後、地方支分部局に関する詳細な情報提供を求めたうえで、その抜本的な見直しに向けた検討を行うものである。

地方分権改革推進委員会におかれては、国の地方支分部局の抜本改革について、真の地方分権改革に資するという視点から、地方六団体と連携を図りながら、今後、改革に向けたロードマップを明確にしつつ、取り組むよう強く求める。

平成19年9月18日

地方六団体

10月5日現在の市数
805市

| | |
|------|------|
| うち | |
| 指定都市 | 17市 |
| 中核市 | 35市 |
| 特例市 | 44市 |
| 一般市 | 686市 |
| 特別区 | 23区 |

平成18年

議員定数81%の市で減員

1市平均6・0人減—本会調査

全国市議会議長会はこのほど平成18年12月31日現在の「市議會議員定数に関する調査結果」をまとめた。それによると全国802市(東京23特別区含む)の市議會議員の実数は2万4608人、1市あたりの平均議員数は30・7人。前年の調査結果と比べると、市数は24市増、議員実数は167人増、1市あたり平均議員数は0・7人減となる。また全国802市のうち1

72市(21・4%)が合併特例法の適用により議員定数を定めている。同法を適用していない「630市(法定上限数を上回る1市を除く)」の議員定数の状況は表1参照。定数としていない市は120市で19・0%。減員して法定上限数未満を議員定数としている市は510市で81・0%を占め、前年(92・6%)と比べ11・6ポイント低い。減員数の合

計は3045人で1市平均6・0人の減員率は15・1%で前年(19・0%)比3・9ポイント低くなっている。「630市」の法定上限数の合計は2万158人、1市平均32・0人で、前年(32・4人)と比べ0・4人減。条例定数の合計は1万7113人、1市平均27・2人で、前年(26・2人)と比べ1・0人増となっている。

況を法定上限数別(表2参照)にみると、減員市率が最も高いのは「56人」「80人」「88人」「96人」の区分で100%。一方、減員市率が一番低いのは「64人」の区分で66・7%、次いで「72人」の75・0%となる。減員率が最も高いのは「30人」の区分で16・8%、次いで「26人」の16・6%。一方、減員率が最も低いのは「96人」の区分で5・7%などとなっている。

(調査結果は9月28日付で全市に送付済。本会HPに掲載)

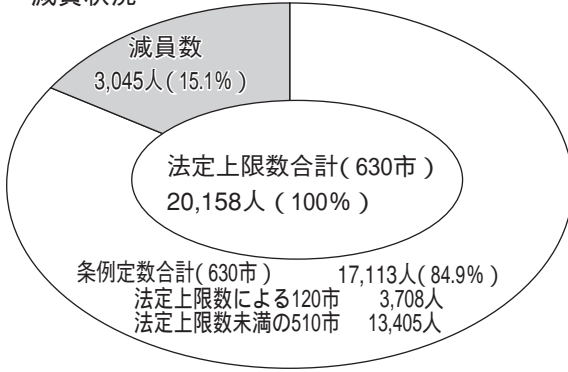
630市の議員定数状況 (表1)

(合併特例法適用市171市と法定上限数を上回る1市を除く)

法定上限数未満を議員定数とする510市(81.0%)

法定上限数を議員定数とする120市(19.0%)

減員状況



法定上限数別の議員定数状況 (表2)

| 法定上限数 | 市数 | 法定上限数 | 条例定数 | 減員数 | 減員率 | 減員市 | 減員市率 |
|-------|-----|--------|--------|-------|------|-----|-------|
| 人 | 市 | 人 | 人 | 人 | % | 市 | % |
| 26人 | 204 | 5,304 | 4,422 | 882 | 16.6 | 162 | 79.4 |
| 30人 | 223 | 6,690 | 5,563 | 1,127 | 16.8 | 181 | 81.2 |
| 34人 | 113 | 3,842 | 3,278 | 564 | 14.7 | 89 | 78.8 |
| 38人 | 34 | 1,292 | 1,147 | 145 | 11.2 | 27 | 79.4 |
| 46人 | 33 | 1,518 | 1,349 | 169 | 11.1 | 30 | 90.9 |
| 56人 | 12 | 672 | 583 | 89 | 13.2 | 12 | 100.0 |
| 64人 | 3 | 192 | 180 | 12 | 6.3 | 2 | 66.7 |
| 72人 | 4 | 288 | 267 | 21 | 7.3 | 3 | 75.0 |
| 80人 | 1 | 80 | 68 | 12 | 15.0 | 1 | 100.0 |
| 88人 | 1 | 88 | 75 | 13 | 14.8 | 1 | 100.0 |
| 96人 | 2 | 192 | 181 | 11 | 5.7 | 2 | 100.0 |
| 合計 | 630 | 20,158 | 17,113 | 3,045 | 15.1 | 510 | 81.0 |

2. 地方支分部局については、

(9月18日 六団体声明別紙)

地方支分部局の整理に関する基本的な考え方—地方六団体—

1. 基本的な考え方に基づき特に国と都道府県による二重行政の解消を図る観点から、以下の基本方針に従って、廃止、縮小すべきである。

- ・ 都道府県単位の地方支分部局については、原則廃止
- ・ ブロック単位の地方支分部局については、地方でできるものは廃止
- ・ ただし、国の存立に関わる事務を取り扱う組織等は除く。

3. 地方支分部局の廃止事務・権限等の地方への移譲に伴う国の職員については、まず、国として組織・事務の徹底したスリム化を進め、その上で地方として、必要な人員の受け入れについて、協力をするものとする。

台風11号で

2市に災害救助法

台風11号による大雨の影響で、秋田県の北秋田市、能代市では、生命や身体、住家等に被害が生じた。

このため、秋田県は9月17

日、2市に災害救助法を適用した。

議会議所在地変更

石岡市(茨城県)石岡市石岡一丁目1番地1(郵便・電話・FAX番号は変更なし)

本会各委員会での講演要旨

社会文教委員会

前号に引き続き、7月中旬以降に開かれた本会の各委員会で
行われた講演要旨を掲載します。

医師確保対策の現状と課題

厚生労働省医政局総務課長 二川一男氏

1. 医師数に関する全体状況
毎年7600〜7700人の臨床研修が16年度に義務化されており、辞めたり亡くなったりする数を除いても、毎年約3500〜4000人程度増えている。

平成10〜16年の都道府県別の人口10万人対医師数は全ての都道府県で増えている。東京、大阪、愛知といった大都市における医師の増加率は全国の増加率より低く、医師が大都市に一極集中しているとは必ずしも言えない。各都道府県内においては、県庁所在地など人口当たりの医師数が多い地域と、郡部などの少ない地域が見られる。

▶ 5 ◀

人科医に占める割合も高くなっている。女性医師の就業構造は、結婚、出産、子育てなどにより30代あたりで就業率が下がる傾向にある。

④医療に係る紛争の増加に対する懸念
増加傾向にある医療に係る訴訟の中で、特に件数が多いのは産科であり、診療科を選ぶ際に敬遠される一因と考えられる。

③女性医師の増加
近年、医師国家試験の合格者に占める女性の割合は増加傾向にあり、小児科医と産婦人科医に占める割合も高くなっている。

④研修医の都市への集中は正のための臨床研修病院の定員の見直し等
⑤医療リスクに対する支援体制の整備
⑥医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成の推進

②病院勤務医の過重労働
病院勤務医においては、夜間・休日に患者が集中するとともに、特に、小児科医・産科医などでは、広く薄い配置によって厳しい勤務環境となっている。

③女性医師の増加
近年、医師国家試験の合格者に占める女性の割合は増加傾向にあり、小児科医と産婦人科医に占める割合も高くなっている。

④研修医の都市への集中は正のための臨床研修病院の定員の見直し等
⑤医療リスクに対する支援体制の整備
⑥医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成の推進

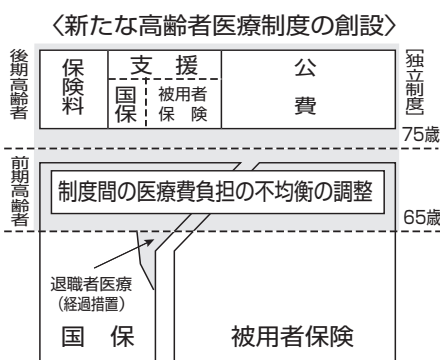
後期高齢者医療制度の施行に向けて

厚生労働省保険局総務課 老人医療企画室長

山本麻里氏

新たな高齢者医療制度の創設
平成20年4月以降、75歳以上

新たな高齢者医療制度の創設
平成20年4月以降、75歳以上



この後期高齢者については独立した医療制度を創設するとともに、65〜74歳の前期高齢者は引き続き国保や被用者保険に加入し、保険者間の医療費負担の不均衡を調整する。これまでの高齢者の医療制度である老人保健制度については、給付の主体が市町村で、国保、被用者保険からの拠出金と公費を財源として運営しており、給付の主体と保

ベルの緊急臨時的医師派遣システム構築
②病院勤務医の過重労働を解消するための勤務環境の整備
③女性医師等の働きやすい職場環境の整備
④研修医の都市への集中は正のための臨床研修病院の定員の見直し等
⑤医療リスクに対する支援体制の整備
⑥医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成の推進

(要約・社会文教委員会担当)

平成19年度版

全国都市の特色ある施策集

くらし ふれあい まちづくり から紹介

— 本会編集 —
〈10〉

第12章 安全・防災

たつの市 (兵庫県)

◆ レッドパトロール隊

たつの市は、警察署や消防署、地域の消防団など官民一体で「レッドパトロール隊」を結成し、火災・災害・犯罪・交通事故のない「安全・安心のまちづくり」に取り組んでいます。

このパトロール隊の一翼を担うのは、赤色灯とサイレン



レッドバイクと救急車

を備えた消防自動車「レッドバイク」です。平成7年の阪神・淡路大震災時の教訓から、災害時の情報収集や通信連絡等をはじめ、狭い道路や山間地域における火災や救護活動に対応することを目的とし、平成17年に導入されました。

市では、18年2月に(財)日本消防協会から寄贈された3台を含め、現在計5台のレッドバイクを所有しており、市内消防署及び分署の計3カ所に配置しています。

バイクには、初期消火のための消火器や、心肺停止の患者に電気ショックを与える自動体外式除細動器(AED)を搭載し、機動力を活かした迅速な救護が可能です。

また、レッドバイクのほか消防車等により、防火・防犯に向けた1日4回のパトロールを実施しています。早朝は住民が集まるゴミ収集所での

火災予防広報 昼間は児童の下校時間帯に通学路を中心とする防犯・交通事故防止に配慮した啓発 夜間は夕食準備時間帯 深夜は午前1時から3時頃まで と、昼夜を問わず活動しています。

第13章 交通・運輸

桜井市 (奈良県)

◆ 桜井市コミュニティバス試験運行事業

桜井市では、遠距離通学の児童の通学手段や中山間地域住民の生活交通手段を確保するほか、バス交通の空白地帯解消を図るため、平成17年度からコミュニティバスを試験的に運行してきました。

この事業は、市内を運行するバス6路線(15年度末現在)のうち、2路線の運行が休止されることとなったため取り組まれたものです。

運行休止の申し出を受け桜井市では、状況打開に向け15

パトロールを通じ、地域の住民や児童らと直接触れ合うことにより、防災に対する住民意識の向上を図るとともに、犯罪の抑止など防犯効果も現れてきています。

たつの市は今後も、安全・安心のまちづくりに積極的に取り組んでいく方針です。

(施策集431ページ掲載)



下校時間帯のパトロールの模様

年度から、市内に「桜井市バス対策プロジェクト」を立ち上げ、市内バス交通のあり方について検討を重ねました。さらに16年度には国交省の支援を受け「桜井市公共交通活性化推進協議会」を設置。

「バス交通や鉄道の交通拠点としての、桜井駅」の特性を活かした公共交通の再整備」について検討が重ねられました。

この結果、桜井市では17年10月1日から2年間、コミュニティバスを試験運行

させ、実用性を実証検討する「桜井市コミュニティバス試験運行事業」をスタートさせました。

バスを走らせる区間は、市内運行の3路線と、桜井市と隣接する明日香村とを結ぶ1路線。市内3路線の乗車運賃は大人200円、小人100円の均一料



桜並木の道を行くコミュニティバス

金に設定しました。また市内3路線のうち「住宅地」と「官公庁や郊外型大型店舗」とを結ぶ路線は、運行を平日のみとし、その車を土日祝日に市内と観光地とを広域的に結ぶ観光路線に転用して有効活用しています。19年10月以降の運行については、桜井市バス対策プロジェクト会議で、試験運行の結果を踏まえ慎重に検討した結果、利用客の少ない1路線を廃止しました。

しかし、この路線は小中学校へ通う児童や生徒が利用していたため、路線廃止に伴う代替措置が必要と判断し、スクールバスの導入で対応しています。

残る3路線については引き続き運行し、市民の利便性向上を図るとともに、平成22年開催の「平城遷都1300年記念事業」と連動した観光客対策を講じていく方針です。

(施策集443ページ掲載)
—平成19年度版全国都市の特色ある施策集—は、4月25日付で全国の議会事務局宛に送付しています。
購入は(株)ぎょうせいへ
A 4判・定価6500円(税込)
B 3判・定価5349円(税込)
C 2判・定価6662円(税込)
03 5349 6662